



日医発第1674号（介護）
令和8年1月20日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する

交付要綱及び実施要綱等について

厚生労働省では、「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」、「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」が定められ、実施要綱については、本会からも日医発1628号（令和8年1月8日付）でお知らせしているところです。

今般、厚生労働省より、実施要綱とあわせて交付要綱もまとめて示し、あわせて介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する問い合わせについて、下記のとおり電話相談窓口を定めた旨の事務連絡が発出されましたので、あらためてご連絡いたします。

問い合わせ先：介護事業所等サービス継続支援事業に係る厚生労働省電話相談窓口

電話番号：050-6875-3573

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する交付要綱及び実施要綱等について(令和8年1月14日 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する交付要綱及び実施要綱等について
計 17 枚（本紙を除く）

V o l 1 4 6 1

令和 8 年 1 月 14 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課、高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111（内線 3878、3925）

FAX : 03-3503-7894、03-3595-3670

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 14 日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する
交付要綱及び実施要綱等について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、標記について、別添1「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」、別添2「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」を定め、介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（以下、「介護事業所等サービス継続支援事業」という。）に関する問い合わせについて、下記のとおり電話相談窓口を定めましたのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

問い合わせ先：介護事業所等サービス継続支援事業に係る厚生労働省電話相談窓口
電 話 番 号：050-6875-3573

厚生労働省発老 1 2 2 2 第 3 号
令和 7 年 1 2 月 2 2 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和 7 年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 7 年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 12 月 16 日から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱

（通則）

- 1 介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は次の事業を交付の対象とする。
 - （1）介護事業所等に対するサービス継続支援事業
令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知の別紙1「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が補助する事業
 - （2）介護施設等に対するサービス継続支援事業
令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知の別紙2「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が補助する事業
 - （3）介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県分）
令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知の別紙3「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第2欄に定める種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）3の（1）の事業
 - ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少

ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の金額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(2)の事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の金額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(3) 3の(3)の事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の金額を選定する。

イ アにより選定された額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護事業所等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な補助金及び交付金	3／4
	介護施設等に対するサービス継続支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な補助金及び交付金	10／10
	介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務費分）	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	10／10

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(7)に掲げる条件と、「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第5に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、都道府県知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に返還しなければならない。」及び「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により都道府県知事が別に定める期間

を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならぬ。

この場合において、（１）から（４）及び（６）の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（５）中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。

- （11）（10）により付した条件に基づき、都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- （12）間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。また、間接補助事業者から仕入控除税額に係る報告を受けたときは、別紙様式第5による報告書に関係書類を添えて速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- （13）補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（申請手続）

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 8 厚生労働大臣は、6又は7による交付申請書が到達した日から速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内に

において概算払をすることができる。

（実績報告）

- 10 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第4による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（5（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、6に定めるところにより交付の申請を行った場合において、事業実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

老発 1 2 2 2 第 2 号
令和 7 年 1 2 月 2 2 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和 7 年度介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施について

標記については、今般、別紙 1「令和 7 年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」、別紙 2「令和 7 年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」及び別紙 3「令和 7 年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）実施要綱」を定め、令和 7 年 12 月 16 日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いします。

(別紙 1)

令和 7 年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することが必要である。

このため、介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所等の規模等を踏まえ、

- ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
- ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所等への避難も想定されることから、介護事業所等について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品

などの購入費用等に対する補助を行うことで、介護サービスの継続を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別添 1 のとおり。

(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用（※ 1）の一部を補助する事業。

(例)

※ 1 ○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所

ア 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費

イ ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

- 入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所
- ウ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費
- エ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

（２） 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用（※２）の一部を補助する事業。

（例）

- ※２ ○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
- イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
- ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費
- エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
- オ その他災害への備えとして必要と認められる経費

４ 経費負担

- （１）本実施要綱により実施する事業については、別に通知する「令和７年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で国庫補助（補助率：国 3/4、都道府県 1/4）を行うものとする。
- （２）介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

５ 留意事項

（１） 助成の申請手続

- ① 経費の助成を受けようとする介護事業所等の事業者は、当該事業所等の所在地の都道府県知事に対してその旨の申請を行う。

② 複数の介護事業所等を有する事業者については、同一の都道府県に所在する介護事業所等について、一括して申請することができる。

(2) 都道府県の事務

都道府県知事は、事業者からの申請に基づき、助成の対象となる介護事業所等であるかの確認を行い、助成額を決定する。

(3) その他

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課と協議の上、決定する。

(別紙2)

令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

介護施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供しなければならないこととされており、24時間365日の入所者の生活及び生命維持の基幹となっており、療養やリハビリにおいて栄養管理が必須となっている。昨今の物価上昇を受け、米をはじめとする食料費について、なおも価格の動きが急激であり、質の確保された食事の提供という基幹的なサービスの維持が困難な状況にある。

このため、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費に対する支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等に対する支援を行う。

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別添2のとおり。

4 経費負担

(1) 本実施要綱により実施する事業については、別に通知する「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で国庫補助（補助率：国 10/10）を行うものとする。

(2) 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

5 留意事項

(1) 助成の申請手続

① 経費の助成を受けようとする介護施設等の事業者は、当該事業所等の所在地の都道府県知事に対してその旨の申請を行う。

② 複数の介護施設等を有する事業者については、同一の都道府県に所在する介護施設等について、一括して申請することができる。

(2) 都道府県の事務

都道府県知事は、介護施設等からの申請に基づき、助成の対象となる介護施設等であるかの確認を行い、助成額を決定する。

(3) その他

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局高齢者支援課と協議の上、決定する。

(別紙3)

令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）実施要綱

1 目的

国民のいのちと暮らしを守り、安心して介護サービスを受けられる体制を整備するため、介護事業所・施設が物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行うこととしている。

本事業では、都道府県が、物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続することができるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対する補助、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する支援を行うために必要な経費を補助することにより、介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の円滑な運営に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な事務経費について支援を行う。

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別添3のとおり。

4 経費負担

本実施要綱により実施する事業については、別に通知する「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 留意事項

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課及び高齢者支援課と協議の上、決定する。

別添 1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）			（１）介護サービスを円滑に継続するための対応	（２）災害備蓄等への対応
助成対象事業所・施設 事業所・施設等の種別（※１）			気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）	200	/事業所
2		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300	/事業所
3		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400	/事業所
4		上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500	/事業所
5	訪問入浴介護事業所		200	/事業所
6	訪問看護事業所		200	/事業所
7	訪問リハビリテーション事業所		200	/事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200	/事業所
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300	/事業所
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400	/事業所
11	通所リハビリテーション事業所		200	/事業所
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		200	/事業所
13	福祉用具貸与事業所		200	/事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200	/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所		200	/事業所
16	地域密着型通所介護事業所		200	/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所		200	/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200	/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200	/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		200	/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200	/事業所
22	居宅介護支援事業所		200	/事業所
23	介護老人福祉施設		6	/定員
24	介護老人保健施設		6	/定員
25	介護医療院		6	/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設		6	/定員
27	短期入所生活介護事業所		6	/定員
28	養護老人ホーム		6	/定員
29	軽費老人ホーム		6	/定員
対象経費の例（※２）			【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】 ア、燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ、ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防熱）ボンチョ、スバイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】 ウ、光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ、業務用スボットクーラー、業務用スボットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】 ア、飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ、ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ、衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ、簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ、その他災害への備えとして必要と認められる経費
助成額			・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に（１）と（２）の両方を助成することができる。 ・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。	

※1 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断すること。

介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護事業所 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。

各介護予防サービスは助成対象に含まない。

介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は助成対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

※2 対象経費として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、本補助金の目的に則した支出であれば、幅広く対象として差し支えない。

別添 2 介護施設等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）		
	助成対象事業所・施設 事業所・施設等の種別（※1）	介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等
	1 介護老人福祉施設	18 /定員
	2 介護老人保健施設	18 /定員
	3 介護医療院	18 /定員
	4 地域密着型介護老人福祉施設	18 /定員
	5 短期入所生活介護	18 /定員
	6 看護老人ホーム	18 /定員
	7 軽費老人ホーム	18 /定員
対象経費		食材料費等
助成額		・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1施設当たり1回まで助成することができる。

※1 定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。
介護施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。

別添 3 介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）

基準額（単位：千円、1 都道府県当たり）	介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援実施事業
	厚生労働大臣が必要と認める額
対象経費	別紙 1 の 3（1）及び（2）並びに別紙 2 の 3 の事業実施を行うために要する経費 ＊他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。
助成額	算定方法は以下のとおりとする。 ・基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。